

独立行政法人大学評価・学位授与機構非常勤職員の介護休業等に関する規則

平成17年3月25日

規則第91号

最終改正 平成24年3月21日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構非常勤職員就業規則（平成16年規則第40号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第50条第2項の規定に基づき、非常勤職員の介護休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 介護休業等につき、この規則に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(介護休業)

第3条 非常勤職員は、機構長に申し出ることにより、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）の家族を介護するため、次の各号のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。

- 一 引き続き雇用された期間が1年以上ある者
 - 二 第6条第1項に規定する介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日（以下「93日経過日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（93日経過日から1年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）
- 2 前項の家族とは、次の各号の一に該当するもの（以下「対象家族」という。）をいう。
- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 父母
 - 三 子
 - 四 配偶者の父母
 - 五 非常勤職員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹又は孫
 - 六 前各号以外で機構長が認めた者

(介護休業をすることができない非常勤職員)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある非常勤職員は、当該

介護休業に係る対象家族について、一の継続する要介護状態ごとに初めてした介護休業又は第11条第1項に規定する介護部分休業の期間の初日から最後にした介護休業又は介護部分休業の期間の末日までの日数を合算した日数（以下「介護休業等日数」という。）が93日に達している場合には、当該対象家族については、同項の申出をすることができない。

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された介護休業に関する協定により介護休業の対象者から除外することとされた非常勤職員は介護休業をすることができない。

（介護休業の期間）

第5条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、連続する93日の範囲（次条第1項に規定する介護休業開始予定日から93日経過日（その日が当該介護休業開始予定日から起算して93日から当該介護休業の申出に係る対象家族についての介護休業等日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。）までをいう。）内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

- 2 介護休業の期間の単位は、1日とする。
- 3 第1項に規定する連続する93日の範囲内においては、介護休業の申出は複数回行うことができる。

（介護休業の申出の手続）

第6条 介護休業の申出は、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、原則として当該介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書により行うものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、介護休業の申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日までの間のいずれかの日を機構長が介護休業開始予定日として指定することができる。
- 3 第3条第1項第1号及び第2号の規定は、非常勤職員の締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日（次条の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。
- 4 機構長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした非常勤職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（介護休業期間の終了）

第7条 介護休業の期間は、介護休業終了予定日が到来したとき終了する。ただし、介護

休業終了予定日が到来する前に、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日（第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

- 一 介護休業に係る対象家族が死亡したとき。
 - 二 介護休業に係る対象家族と離婚、婚姻の取消、離縁等により親族関係が消滅したとき。
 - 三 介護休業をしている非常勤職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業に係る対象家族についての介護休業等日数が93日に達するまでの間、当該介護休業に係る対象家族を介護することができない状態になったとき。
 - 四 介護休業をしている非常勤職員が、産前産後休暇となったとき。
 - 五 介護休業をしている非常勤職員が新たに介護休業又は育児休業を取得したとき。
- 2 前項第1号から第3号に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、介護状況変更届を、機構長に届け出なければならない。
- 3 第6条第4項の規定は、介護休業の終了について準用する。

（介護休業の申出の撤回等）

第8条 介護休業の申出をした非常勤職員は、介護休業開始予定日の前日までに介護休業撤回申出書を機構長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 機構長は、前項の申し出があった場合は、非常勤職員に介護休業撤回確認通知書を交付しなければならない。
- 3 介護休業の申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、前条第1項第1号から第3号までに該当することになったことにより当該介護休業の申出に係る対象家族を介護しないこととなったときは、介護休業の申出はなかったものとする。
- 4 前項に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、介護状況変更届を機構長に届け出なければならない。
- 5 第6条第4項の規定は、第4項について準用する。

（介護休業の効果）

第9条 介護休業をしている非常勤職員は、非常勤職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 介護休業をしている期間の給与は、支給しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、介護休業をしている非常勤職員のうち期間雇用職員（非常勤職員就業規則第2条第1項第1号に規定する期間雇用職員をいう。以下同じ。）には、常勤職員の例に準じて、期末手当及び勤勉手当を支給する。

（職務復帰）

第10条 介護休業の期間が終了したとき又は介護休業が終了したとき（第7条第1項第5号に規定する事由に該当したことにより終了した場合を除く。）は、当該介護休業に係る非常勤職員は、職務に復帰するものとする。

(介護部分休業)

第11条 非常勤職員は、機構長に申し出ることにより、当該非常勤職員の要介護状態の対象家族を介護するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護部分休業」という。）ができる。

2 介護部分休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、連続する93日の範囲（当該介護部分休業の申出に係る介護部分休業開始予定日から93日経過日（その日が当該介護部分休業開始予定日から起算して93日から当該介護部分休業の申出に係る対象家族についての介護休業等日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。）までをいう。）内で介護部分休業申出書に記載された期間とする。

3 介護部分休業の単位は、1時間とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

(介護部分休業の申出の手続等)

第12条 介護部分休業の申出は、原則として、当該介護部分休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに介護部分休業申出書により行うものとする。

2 第6条から第8条までの規定（第6条第3項を除く。）は、介護部分休業について準用する。

(介護部分休業の効果)

第13条 期間雇用職員の介護部分休業については、その勤務しない1時間につき、独立行政法人大学評価・学位授与機構非常勤職員給与規則（平成16年規則第43号）第10条の規定により勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 非常勤職員就業規則第2条第1項第2号に規定する時間雇用職員の介護部分休業は、給与を支給しない。

(通知書の交付)

第14条 介護休業又は介護部分休業に関する申出書が提出されたときは、機構長はすみやかに当該申出書を提出した者に対し、介護休業通知書又は介護部分休業通知書を交付しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 非常勤職員は、介護休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 8 日）
この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。